

中小法人、NPO法人、個人事業者が対象の「事業復活支援金」。申請が始まりました。コロナ禍からの回復・復活の力になります!

まず1面では、1月末日から申請受付が始まっている「事業復活支援金」をご紹介します。昨年ご紹介した「持続化給付金」とよく似た趣旨の助成金でその名もズバリ「事業復活支援金」。下のオレンジ色のパンフレットにあるように、コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援してくれる中小法人、個人事業者、フリーランス、NPO法人のための支援金です!

申請期間 5月31日まで。中小法人上限250万円、個人事業者上限50万円が売上減少に応じて給付!

・まず以下の2つのポイントを満たさないと「給付対象」になりません。①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者。②「2021年11月～2022年3月」の「いずれかの月の売上高」が「2018年11月～2021年3月」

までの間の任意の同じ月の売上高と比較して「50%以上」または「30%以上50%未満減少」した事業者。この2つの条件を満たしていれば給付対象となります。

「給付対象」になる法人や個人は申請前に書類を準備し「登録確認機関」に連絡し「事前確認」を。

・「復活支援金」の給付を受けるには、無論「売上減」を示す「売上台帳」や「確定申告書類」、「取引金融機関の通帳」等、「申請に必要な書類」の事前準備が重要ですが、今回は「登録確認機関」による「事前確認」制度を導入して間違いのない円滑な申請も目指しています。事務局に聞いたところ、伊達市の場合は「伊達市商工会」「保原町商工会」もこの「登録確認機関」になっているとのことです。事前相談してみてもいいでしょう。

経済産業省 中小企業庁

中小法人・個人事業者のための 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月/2019年11月～2020年3月/2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない! 過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない! 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの

② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止

③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行

④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制

⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少

⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと

⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限

⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの

⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

実際に売上が減少したわけではないに関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページにも活用ください。

IP電話専用 03-6834-7593 受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日も含む)

ホームページ

事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

不正受給は犯罪です!

「2つの助成金」が現在申請受付中！子ども支援の「ドコモ市民活動団体助成」と、地域福祉支援のNHK「わかば基金」です！

ドコモが2022年度で第20回、NHKが第34回。毎年度市民団体活動を支援してくれる助成金です。

・2月～3月という年度更新時期に、必ず申請受付中となるのが、上記の、ドコモとNHK 2つの助成金です。本誌も、ほぼ毎年度取り上げています。というのも、どちらも、どんな活動の申請を待っているかわかりやすいからです。例えばドコモの「子ども支援」は下記案内にもある通り2つのテーマを設定しています。①健全育成支援②経済困難支援です。これでどちらのテーマで申請すべきかが、即座にわかります。

・NHKの「わかば基金」も同様です。下の写真は「わかば基金」HPからダウンロードした「募集要項」の表紙ですが、ここに大きく「支援金部門」「リサイクルパソコン部門」「災害復興支援部門」の「3部門」どれかに申請してくださいと書いてあります。部門別のテーマが明快に分かれており申請しやすいです。さらに、どちらのHPも、解説が分かりやすく親切なのが助かります。どちらもまずHPにアクセスしてみてください。

■ドコモのHP → <https://www.mcfund.or.jp/>

■わかば基金のHP → <https://www.npwo.or.jp>

・申請締切ドコモ 3月31日「わかば基金」3月30日。



応募期間 2022 2.16 - 2022 3.31

NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(MCF)では、将来の担い手である子どもたちの様々な課題解決に取り組む市民活動団体の皆様に対して、助成金による支援を行っています。

2022年度も以下のとおり実施しますので、皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

募集案内

対象団体 国内で活動している非営利活動団体

助成金額 1団体あたり70万円～100万円(助成総額3,500万円)

助成活動テーマ ① 子どもの健全な育成を支援する活動

② 経済的困難を抱える子どもを支援する活動

※具体的な対象テーマについてはホームページをご参照ください。



実施内容・応募方法・お問い合わせ

詳細はホームページをご覧ください

<https://www.mcfund.or.jp/>



第34回 NHK 厚生文化事業団

地域福祉を支援する「わかば基金」

2022年度 募集要項

3つの方法で、ボランティアグループやNPOの活動を応援します



支援金部門

リサイクルパソコン部門

災害復興支援部門

「わかば基金」は、地域に根ざした福祉活動を展開しているグループが、活動の幅を広げるための支援をしています。これまでに、887グループに「支援金」や「リサイクルパソコン」を贈呈してきました。また、自然災害の被災地で福祉活動を展開しているグループを応援する部門もあります。福祉にとって厳しい時代だからこそ、「わかば基金」は地域に芽吹いた活動をもっと応援していきます。多くのグループからの申し込みをお待ちしています。

主催 NHK HEARTS 社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団
後援 NHK
協力 NHK関連団体 NPO法人 イー・エルダー

今回レポートした助成金に限らず、申請書類作成段階までサポートします！お気軽にご相談ください！

・「支援センター」には、今回レポートした助成金以外にも「助成金情報」が連日着信していますが、そのすべてをレポートすることはできません。ぜひ「こんな活動への助成金がないか」と、遠慮なくお問い合わせください。また「助成金情報」をお知らせするにとどめず「具体的な申請手続きをどうしたらいいか」までサポートいたします。各種助成金の研究・検討・申請をお考えの団体さんは遠慮なく支援センターまでご相談ください。いつでも対応いたします。

伊達市市民活動支援センター

伊達市役所梁川総合支所3F

電話 024-563-6970 FAX 024-563-6971 開館：月曜から金曜、土・日・祝休館

開館時間 ■午前8時30分～午後5時15分 但し木曜日は午後7時まで開館

